

議員発案第 2 号

手話言語法の制定を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、別紙「手話言語法の制定を求める意見書」を提出するものとする。

平成26年7月4日 提出

提出者 三条市議会議員 名古屋 豊

賛成者 三条市議会議員 西川 重 則

同 三条市議会議員 小林 誠

同 三条市議会議員 野崎 正 志

同 三条市議会議員 高坂 登志郎

同 三条市議会議員 久住 久 俊

手話言語法の制定を求める意見書

手話とは、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。音声が届かない、音声で話すことができないなど手話を使う聴覚障がい者(ろう者)にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年12月に採択された国際連合の障害者の権利に関する条約第2条には、「「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義され、手話が言語として国際的に認知された。

また、政府は2009年に内閣府に障がい者制度改革推進本部を設置し、障害者の権利に関する条約の批准に向けて国内法の整備を進めて、2011年8月に成立した改正障害者基本法の第3条には、「全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められ、手話は言語に含まれることが明記されたところである。

さらに、同法第22条では国、地方公共団体に対して情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に知らせていくことや、聞こえない子供が手話を身に付け、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考える。

よって、次の事項について強く要望する。

記

- 1 国におかれては、手話言語法を早期に制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年7月4日

三条市議会議長 森 山 昭

〔提出先〕

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

厚生労働大臣